

四日市市告示第88号

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的に行う地域コミュニティの振興を図ることを目的として、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）がコミュニティ助成事業の対象として選定した事業に対し、市が四日市市コミュニティセンター助成事業補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象団体は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業実施主体であって、センターが市に対し助成を決定したものとする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、実施要綱に定めるコミュニティセンター助成事業で、センターが市に対して助成を決定したものとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、1,500万円を上限として、センターが市に対して助成を決定した金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱に定める必要書類

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によ

り交付の決定を行う。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付決定額の全額を市長に概算請求することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助対象団体が補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、四日市市コミュニティセンター助成事業計画変更承認申請書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱に定める必要書類

(2) 変更の内容を説明する資料(見積書等)

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定により提出された変更申請書については、センターの承認が得られた場合に限り当該変更申請を承認するものとする。

4 市長は、前項の規定により変更申請を承認したときは、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金変更決定通知書(第4号様式)により変更の決定を行う。

(完了報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了後、速やかに四日市市コミュニティセンター助成事業完了報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱に定める必要書類

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反して、虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたと認められる場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の評価)

第 1 1 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日限り、その効力を失う。

(第1号様式)

年 月 日

四日市市長

(申請者)

所在地

名 称

代表者

印

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付申請書

年度において四日市市コミュニティセンター助成事業を実施したいので、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 建築物の名称

3 添付書類

(1) 一般財団法人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づく必要書類

(2) その他

(第2号様式)

第 号

所在地  
名 称  
代表者

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市コミュニティセンター助成事業補助金については、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 建築物の名称
- 3 補助金の交付の条件
  - (1) この補助金は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が認めた集会施設建設等の費用以外の用途に使用してはならない。
  - (2) センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に定める宝くじの社会貢献広報を行うこと。
  - (3) この補助金の用途については、市が監査を行うことがある。
  - (4) 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は 年度末まで保存しておくこと。
- 4 示された条件に従わない場合又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の返還を命ずることがある。

(第3号様式)

年 月 日

四日市市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

印

四日市市コミュニティセンター助成事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定通知のあった四日市市コミュニティセンター助成事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認されたく、下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請金額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付資料

- (1) 一般財団法人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づく必要書類
- (2) 変更内容を説明する資料（見積書等）
- (3) その他

(第4号様式)

第 号

住 所  
名 称  
代表者

四日市市コミュニティセンター助成事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市コミュニティセンター助成事業補助金の計画変更を承認したので、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金の交付条件
  - (1) この補助金は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が認めた設備の購入にかかる費用以外の用途に使用してはならない。
  - (2) センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に定める宝くじの社会貢献広報を行うこと。
  - (3) この補助金の用途については、市が監査を行うことがある。
  - (4) 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は 年度末まで保存しておくこと。
- 4 示された条件に従わない場合又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の返還を命ずることがある。

(第5号様式)

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者 印

四日市市コミュニティセンター助成事業完了報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた四日市市コミュニティセンター助成事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

添付書類

- (1) 一般財団法人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づく必要書類
- (2) その他



(市民文化部市民生活課)